

## 第 9 5 回 淡路市議会定例会提出議案の概要説明書

- 1 条例制定                    3 件  
     (1) 新規条例                1 件

議案等番号	件 名	所 管 課
議案第 6 1 号	<p>○ 淡路市岩屋ポートターミナルの設置及び管理に関する条例制定の件</p> <p>淡路島の玄関口としての機能の充実、日常生活における移動手段の確保及び観光交流人口の増加を図り、もって利用者の利便性の向上と地域間交流の高揚に寄与することを目的として、新たに淡路市岩屋ポートターミナル（以下「ポートターミナル」という。）を設置するに当たり、「地方自治法」（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公の施設の設置及び管理に関し必要な事項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ポートターミナルの設置目的を定める（第 1 条関係）。</li> <li>2 ポートターミナルの位置、施設及び利用時間を定める（第 2 条から第 4 条関係）。</li> <li>3 ポートターミナルの施設の専用利用に係る許可及びその取消しについて定める（第 5 条及び第 6 条関係）。</li> <li>4 ポートターミナルの施設の専用利用に係る使用料について定める（第 7 条及び別表関係）。</li> <li>5 使用料の減免及び使用料の不還付について定める（第 8 条及び第 9 条関係）。</li> <li>6 ポートターミナルの施設を損傷し、若しくは滅失した場合又はポートターミナルの施設を返還する場合の原状回復義務を定める（第 1 0 条関係）。</li> <li>7 ポートターミナルの指定管理、指定管理者の業務及び利用料金について定める（第 1 1 条から第 1 3 条関係）。</li> <li>8 淡路市岩屋ポートビルの設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年淡路市条例第 3 6 号。以下「旧条例」という。）を廃止するとともに、それに伴う経過措置を設ける（附則第 3 項及び附則第 4 項関係）。</li> </ol> <p>※ 施行期日等 令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、上記 8 の規定は、この条例の公布の日から起算して 6 か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。また、令和 4 年 4 月 1 日前においても上記 3 の許可等ポートターミナルの施設の専用利用に関し必要な手続その他の行為を行うことができる措置を講じる。</p>	商工観光課

(2) 改正条例 2件

議案等番号	件名	所管課																																																			
議案第62号	<p>○ 淡路市国民健康保険税条例（平成17年淡路市条例第145号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第66号）及び同法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）がそれぞれ公布され、一部の規定を除き令和4年4月1日から施行される。</p> <p>これらの改正法令により、「地方税法」（昭和25年法律第225号）及び「地方税法施行令」（昭和25年政令第245号）の一部が改正され、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）に係る被保険者均等割額を減額する規定が設けられたことから、所要の措置を講じる。</p> <p style="text-align: right;">(単位 円/人)</p> <table border="1" data-bbox="403 860 1189 1352"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>軽減割合 ①</th> <th>被保険者均等割額 ②</th> <th>①による控除額 ③</th> <th>未就学児追加控除額 ④ (②-③)/2</th> <th>未就学児控除額合計 ③+④</th> <th>最終軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基礎課税額</td> <td>7割</td> <td rowspan="4">25,300</td> <td>17,710</td> <td>3,795</td> <td>21,505</td> <td>8.5割</td> </tr> <tr> <td>5割</td> <td>12,650</td> <td>6,325</td> <td>18,975</td> <td>7.5割</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>5,060</td> <td>10,120</td> <td>15,180</td> <td>6割</td> </tr> <tr> <td>0割</td> <td>0</td> <td>12,650</td> <td>12,650</td> <td>5割</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">後期高齢者支援金等課税額</td> <td>7割</td> <td rowspan="4">9,100</td> <td>6,370</td> <td>1,365</td> <td>7,735</td> <td>8.5割</td> </tr> <tr> <td>5割</td> <td>4,550</td> <td>2,275</td> <td>6,825</td> <td>7.5割</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>1,820</td> <td>3,640</td> <td>5,460</td> <td>6割</td> </tr> <tr> <td>0割</td> <td>0</td> <td>4,550</td> <td>4,550</td> <td>5割</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 施行期日等 公布の日。ただし、未就学児に係る国民健康保険税の減額に関する規定は、令和4年4月1日から施行するものとし、国民健康保険税の適用に関し、必要な経過措置を設ける。</p>	区分	軽減割合 ①	被保険者均等割額 ②	①による控除額 ③	未就学児追加控除額 ④ (②-③)/2	未就学児控除額合計 ③+④	最終軽減割合	基礎課税額	7割	25,300	17,710	3,795	21,505	8.5割	5割	12,650	6,325	18,975	7.5割	2割	5,060	10,120	15,180	6割	0割	0	12,650	12,650	5割	後期高齢者支援金等課税額	7割	9,100	6,370	1,365	7,735	8.5割	5割	4,550	2,275	6,825	7.5割	2割	1,820	3,640	5,460	6割	0割	0	4,550	4,550	5割	税務課
区分	軽減割合 ①	被保険者均等割額 ②	①による控除額 ③	未就学児追加控除額 ④ (②-③)/2	未就学児控除額合計 ③+④	最終軽減割合																																															
基礎課税額	7割	25,300	17,710	3,795	21,505	8.5割																																															
	5割		12,650	6,325	18,975	7.5割																																															
	2割		5,060	10,120	15,180	6割																																															
	0割		0	12,650	12,650	5割																																															
後期高齢者支援金等課税額	7割	9,100	6,370	1,365	7,735	8.5割																																															
	5割		4,550	2,275	6,825	7.5割																																															
	2割		1,820	3,640	5,460	6割																																															
	0割		0	4,550	4,550	5割																																															
議案第63号	<p>○ 淡路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年淡路市条例第15号）及び淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年淡路市条例第17号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第55号）、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」（令和3年内閣府令第53号）等の施行により、「特定教育・保育施設及び特定地域</p>	子育て応援課																																																			

	<p>型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号。以下「基準府令」という。)及び「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号。以下「基準省令」という。)が改正されている。改正後の基準府令及び基準省令に準じ、利便性の向上及び業務負担の軽減を図る観点から、事業者等が記録、作成その他これらに類するもののうち、書面等で行うこととされるものについて、書面等に代えて電磁的記録による方法を認める規定を追加するなど、関係条例に所要の措置を講じる。</p> <p>1 第1条による改正</p> <p>(1) 事業者等が記録、作成その他これらに類するもののうち、書面等で行うこととされるものについて、書面等に代えて電磁的記録による方法を認める規定を加える。</p> <p>(2) 特定教育・保育又は特定地域型保育の提供の開始に際し、利用申込者に説明を行う場合の文書の交付について、電磁的方法を可能とする既存の規定に、その際に利用申込者から得る同意についても電磁的方法を可能とする規定を加えるとともに、この条例に包括的に適用するよう、上記(1)の規定と併せて条項を整備する。</p> <p>(3) その他字句を整理する。</p> <p>2 第2条による改正</p> <p>(1) 上記1(1)と同様の規定を加える。</p> <p>(2) その他字句を整理する。</p> <p>※ 施行期日 公布の日</p>	
--	--	--

2 事件決議 6件

議案等番号	件名	所管課
議案第64号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件(平成17年淡路市条例第155号「一宮温泉施設」)</p> <p>1 施設名等</p> <p>(1) パルシェ香りの湯温泉棟 淡路市尾崎3020番地1</p> <p>(2) 淡路島いちのみや温泉源地 淡路市新村687番地2</p> <p>(3) 温泉供給装置 淡路市新村687番地2地先から 淡路市尾崎3071番地先まで</p> <p>(4) 淡路島いちのみや温泉スタンド 淡路市尾崎3071番地</p> <p>(5) パルシェ香りの湯宿泊棟 淡路市尾崎3020番地1</p> <p>2 指定管理者 株式会社淡路島パルシェ 代表取締役 石井 廣志</p>	商工観光課

	<p>3 指定期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日</p> <p>4 選定方法 非公募</p>	
議案第65号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成17年淡路市条例第178号「一宮農林漁業体験実習館」）</p> <p>1 施設名等 淡路市一宮農林漁業体験実習館「淡路香りの館」 淡路市尾崎3025番地1</p> <p>2 指定管理者 株式会社淡路島パルシェ 代表取締役 石井 廣志</p> <p>3 指定期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日</p> <p>4 選定方法 非公募</p>	商工観光課
議案第66号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成17年淡路市条例第296号「松帆アンカレイジパーク」）</p> <p>1 施設名等 淡路市松帆アンカレイジパーク 淡路市岩屋1873番地1</p> <p>2 指定管理者 株式会社淡路観光開発公社 代表取締役 西田 利行</p> <p>3 指定期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日</p> <p>4 選定方法 非公募</p>	商工観光課
議案第67号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成19年淡路市条例第17号「岩屋ハーバーパーキング」）</p> <p>1 施設名等 (1) 橋本駐車場 淡路市岩屋1355番地1地先 (2) 西町<small>にしのちょう</small>駐車場 淡路市岩屋1387番地先 (3) 片浜駐車場 淡路市岩屋1413番地4地先</p> <p>2 指定管理者 淡路島岩屋漁業協同組合 代表理事組合長 東根 <small>ひさし</small> 壽</p> <p>3 指定期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日</p> <p>4 選定方法 非公募</p>	商工観光課
議案第68号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成17年淡路市条例第243号「陶芸館」）</p> <p>1 施設名等 淡路市立陶芸館 淡路市浦668番地1</p> <p>2 指定管理者 舞鶴トレード株式会社 代表取締役 桂 <small>むねひろ</small> 宗裕</p> <p>3 指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>4 選定方法等 公募</p>	社会教育課
議案第69号	<p>○ 公の施設の指定管理者の指定に関する件（平成17年淡路市条例第245号「中浜稔猫美術館」）</p> <p>1 施設名等 淡路市立中浜稔猫美術館 淡路市浦668番地2</p> <p>2 指定管理者 舞鶴トレード株式会社 代表取締役 桂 宗裕</p> <p>3 指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日</p> <p>4 選定方法等 公募</p>	社会教育課

3 予 算 3件  
 (1) 補正予算 3件

議案等番号	件 名	所管課
議案第70号	○ 令和3年度淡路市一般会計補正予算(第5号)  補正額 6億6,490万円余 補正後の予算額 311億1,980万円余 繰越明許費 追加1件 債務負担行為補正 追加3件 地方債補正 変更2件	財 政 課
議案第71号	○ 令和3年度淡路市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)  (事業勘定) 補正額 5億1,540万円余 補正後の予算額 61億3,920万円余 (直営診療施設勘定) 補正額 110万円余 補正後の予算額 1億3,350万円余	福 祉 総 務 課
議案第72号	○ 令和3年度淡路市温泉事業特別会計補正予算(第2号)  補正額 210万円 補正後の予算額 560万円余	商 工 観 光 課

4 報 告 3件

議案等番号	件 名	所管課
報告第19号	○ 専決処分した事件の報告について(自動車損傷事故)	都 市 計 画 課
報告第20号	○ 専決処分した事件の報告について(自動車損傷事故)	建 設 課
報告第21号	○ 専決処分した事件の報告について(自動車損傷事故)	都 市 総 務 課